

# 告示

## 埼玉県告示第千二百五十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年十一月二十八日

埼玉県知事 上田清司

### 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

新座ショッピングデパート

埼玉県新座市東北二丁目三十二番十二号外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- (1) 収容能力が二十台以上又は駐車面積が五百平方メートル以上の自動車駐車場の設置者（管理者）には、埼玉県生活環境保全条例に基づき、看板の掲出等により駐車場利用者に対してアイドリング・ストップを行うよう周知することが義務付けられていますので、変更後の駐車場においてアイドリング・ストップの周知が図られているか駐車場事業者を確認してください。
- (2) 駐車場の利用が、予定していた収容台数を超える場合、路上駐車等のないよう、新たに駐車場を設けてください。  
また、利用者がイオン新座店から離れた駐車場を利用する場合、店舗周辺で荷物を積み下ろすこと等が予想されるため、路上駐車等のないよう周知徹底してください。

### 二 縦覧期間

平成二十九年十一月二十八日から平成二十九年十二月二十八日まで

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター